



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（エスワティニ、レソト情報）2021/2/12 現在

【ポイント】

●昨年12月28日、南ア政府は、感染者の急増に伴い、ロックダウン警戒レベルを「調整された警戒レベル3」に引き上げ、各種規制強化を発表し、1月12日に続き、2月1日に一部改正がありました。詳細はこちらのリンクにてご確認ください。

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100058671.pdf>

●レソトでは、2月3日からオレンジ・ステージ（レベル4）に引き下げされ、ロックダウン規制が緩和されました。レソトへの外国人の出入国は一部を除き不可となっています（詳細は下記2（1）参照。）。

●事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

* 前回領事メールからの変更部分に下線をしました。（本領事メールはテキストのみのため下線が反映されていませんが、当館ウェブサイトの下線を付したバージョンを掲載しています。）

https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html

* トップ頁安全情報を参照してください。

【本文】

1 エスワティニ政府の対応

（1）昨年3月17日、エスワティニ政府は、国家緊急事態を発出し、災害マネジメント法第29条を発動し、各種対策を実施することとなりました。同政府は、5月8日以降はロックダウンを徐々に緩和したものの、新規感染者数の急増を受け、本年1月9日から感染対策措置を強化する旨発表しました。主な措置の概要は以下のとおりです。なお、本件措置により、エスワティニへの外国人の出入国が大幅に制限されています（下記イ参照。）。

ア 集会

- ・あらゆる集会を禁止。
- ・物理的な会議の実施が真に必要な場合、参加者は20名まで。それを超える人員はオンライン参加のみ可。

イ 国際渡航

- ・エスワティニから他国への渡航は、医療、教育、就労及び商用目的の場合に認められる。出入国管理事務所職員は、渡航者の全提出書類が本規則に即しているかを精査する。
- ・貨物の出入国は全てのSADC規則及び基準に則って実施されなければならない。
- ・出入国は、必要不可欠かつ特別許可証にて承認された場合のみ認められる。通商産業貿易省が、出入国が認められる必要業種の一覧及び特別許可証の発給基準を発表予定。

ウ 国内交通

- ・国内貨物輸送は外出禁止時間帯（午後8時から午前4時）は実施しない。ただし、Covid-19関連物資及び個人防護具（PPE）輸送の場合を除く。
- ・私用車及び国内公共交通の乗車人数は定員の80%とする。
- ・運転手及びバス車掌は、乗客に諸規則を遵守させなければならない。違反の場合は犯罪として、現行規則に基づき罰金の対象となる。

エ 商業関係等

- ・1.5メートルのソーシャルディスタンスが必要。
- ・いかなる小売店も午後6時以降閉店。
- ・全ての酒類販売店を禁止。
- ・酒類販売は家庭消費目的のみ可。

（2）在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、エスワティニ政府新型コロナウイルスホットライン（電話番号977）に連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

2 レソト政府の対応

昨年3月18日、レソト政府は国家緊急事態宣言を発出し、同年3月29日深夜（30日）からロックダウンを開始し、昨年7月20日よりリスク別の色識別による5段階のロックダウン措置を導入、現在オレンジ・ステージ（レベル4の感染症対策）となっています。

現行のオレンジ・ステージにおける主な措置の概要は以下のとおりです。なお、レソトへの外国人の出入国は一部を除き不可となりました（下記タ参照。）。

【オレンジ・ステージにおける主な規制概要】

ア 外出禁止時間

- ・午後9時から午前5時。

イ 酒類販売店

- ・営業時間は、月曜から木曜までとし、開店時間は午前10時から午後4時。
- ・厳に持ち帰りのみの営業とし、公共の場所での飲酒は禁止。

ウ 商用の会合

- ・厳に遠隔での会合のみ。

エ 小売業、スーパーマーケット、食料品店及び喫茶店

- ・店内は1平方メートルあたり1人の人数制限。
- ・開店時間は午前8時から午後4時。

オ レストラン及びファースト・フード

- ・午前8時から午後4時まで持ち帰りのみで営業可。
- ・酒類は持ち帰りのみで販売されなければならない。

カ サービス業（ホテル）

- ・100%の占有率で営業可。
- ・ID登録の実施及び厳にルーム・サービスのみの提供。
- ・宿泊客らが配偶者でなければ1部屋に1名のみ許可。
- ・ビュッフェの提供或いは共同での食事、公私のバー・サービスの禁止。
- ・会議或いはワークショップの禁止。
- ・宿泊施設職員は、午前6時から午後1時及び午後1時から午後8時の2シフト制で勤務。

キ エンターテインメント産業

- ・屋内及び屋外のエンターテインメントは100%制限される。

ク 親睦会／家族の集まり

- ・100%制限される。

ケ スポーツ・イベント

- ・100%制限される。

コ 店頭における必要不可欠なサービス（銀行、公益事業、通信等）

- ・午前8時から午後4時で50%の最大職員定数にて営業可。
- ・現金決済を制限するためにデジタル決済の利用。

サ 国際渡航

・出入国は、必要不可欠な物資・サービス、外交官、両親・子供・兄弟姉妹・祖父母の葬儀、移民労働者、学生、及び医療目的（許可書所持）の場合を除き不可。

・入国地において、すべての商用貨物車運転手及びすべての入国者に対して承認されたCOVID-19検査を実施。

- ・陰性の外国籍運転手及びその他の人々のみ入国が許可される。
- ・陽性の外国籍運転手及び人々は入国を拒否される。陽性のレソト国民はPCR検査のために隔離される。

- ・毎日の通勤者は許可されない。

シ 公共レクリエーション地域（公園）

- ・100%制限される。

ス 学校及び高等教育機関

- ・学校及び高等教育機関は、学外試験を受ける学年を除き閉鎖される。



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

セ スポーツ・ジム

- ・100%制限される。

【その他】

兆候・症状が出た場合は、以下のホットラインまたは防疫官の連絡先まで報告してください。

●80093030

●Dr. 'Makhoase Ranyali, Director Disease Control Department@+266-5884-4544、

●IHR NFP(当館注: International Health Regulations National Focal Point)@+266-5885-2916

【重要】レソト政府と南ア政府は、レソト市民の南ア（ブルームフォンテンなどの病院）での受診につき協議を行い、治療が行えるようにクイーン・マモハト記念病院（Queen Mamohato Memorial Hospital）に相談するよう案内しています。

○クイーン・マモハト記念病院の電話番号：+266-2222-0000

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いします。

3 日本では、海外からの渡航者に対して水際対策を抜本的に強化しておりますので、帰国や一時帰国の際には下記をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

(これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ)。

4 日本に帰国を検討されている方で同行者に外国籍の方がいる場合には、日本では入国規制が強化されていますので、以下の注意が必要です。

なお、日本入国のためのビザ申請を必要とする方は、当館に連絡してください。日本人の配偶者や永住者等は引き続きビザ申請を受け付けていますが、それ以外の方は、以下を参照してください。

●令和2年12月28日から1月末まで、新規入国を一時停止しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html (日本入国全般)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html (再入国の場合)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006078.pdf> (日本人の配偶者等)

*南ア在住者の外国籍者は、新規入国が停止しています。詳細はこちらを参照してください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html

5 当館領事窓口について

現在、南アはロックダウン期間中ですが、当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、三密を回避するために事前にご連絡をお願いします。

*メール：consul@pr.mofa.go.jp

*電話：+27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

6 引き続き、以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。

*急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。

*頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。

*咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

○日本国厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/sidai_r020305.pdf

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所 : 259 Baines St、Cnr Frans Oerder St、Groenkloof、Pretoria

電 話 : +27 12 452 1500 領事・警備

メール : consul@pr.mofa.go.jp
